

一般社団法人 東京都トラック協会
ダンプ専門部会規約

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会定款並びに専門部会規程に基づき、ダンプカーによる運送事業の健全な発達を図るために必要な専門的事項に対処し、以て産業経済の発展並びに公共福祉の増進に寄与すると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会ダンプ専門部会と称する。

(構 成)

第 3 条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会会員にして、ダンプ運送事業者を以って構成する。

第2章 事 業

(事 業)

第 4 条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 輸送秩序の確立に関する事項
2. 交通事故、公害等の防止に関する事項
3. 官公庁需要にかかわる問題の対策
4. 税制、法制にかかわる問題の対処
5. 経営基盤の確立対策
6. その他ダンプ輸送に関する事項

第3章 役 員

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員をおく。

専門部会長	1名
副専門部会長	若干名
委 員	若干名
監 事	2名以内

(役員を選任及び任期)

- 第 6 条 専門部会長、副専門部会長、委員及び監事は総会において選任する。
2. 役員任期は2ケ年とする。但し、重任を妨げない。
 3. 補欠で選任された役員は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

- 第 7 条 専門部会長は、本会を代表し会の運営を統括する。
2. 副専門部会長は、専門部会長を補佐し、専門部会長事故あるときはこれを代理する。
 3. 委員は、本会の運営にあたる。
 4. 監事は、本会の経理を監査する。

(相談役)

- 第 8 条 本会に相談役を若干名置くことができる。
2. 相談役は、総会に諮って専門部会長が委嘱する。
期間は、役員任期に準ずる。
 3. 相談役は、専門部会長の諮問に応じ、意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会 議

(会 議)

- 第 9 条 会議は、総会及び役員会とする。
総会及び役員会は、専門部会長が招集し、議長となる。

(総 会)

- 第 10 条 総会は、通常総会と臨時総会とする。
通常総会は、毎年6月に開催し事業計画等を諮る。
臨時総会は、必要により随時開催する。

(総会に付議すべき事項)

- 第 11 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
1. 本規約の変更
 2. 役員を選任及び解任
 3. 事業計画及び収支予算の決定
 4. 事業報告及び収支決算の承認

5. 部会費の額及びその徴収方法

6. その他必要と認めた事項

(総会の議決方法)

第12条 総会は、部会員の過半数の出席により成立し、議事は出席会員の過半数で決する。

但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の構成と議決方法)

第13条 役員会は、専門部会長、副専門部会長、委員及び監事をもって構成し、その構成員の過半数の出席をもって成立し、議事はその過半数をもって決する。

但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会に付託すべき事項)

第14条 次の事項は役員会の議決を要する。

1. 会務の執行に関する事項
2. 総会の招集並びに総会に提出する議案
3. 総会で委任された事項
4. 本会関係の諸規程の制定及び変更に関する事項

(会員外の出席)

第15条 専門部会長が必要と認めたときは会員以外の関係者を会議に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第16条 本会の事業達成に必要な専門的事項に対処するため専門委員会を置くことができる。

第6章 負担金

(部会費)

第17条 本会の活動に要する費用は、部会費を以てあてる。

(特別負担金)

第18条 本会の活動に特別の経費を必要とするときは会員から特別負担金を徴収することができる。

附 則

1. 本規約は昭和42年8月4日から実施する。
2. 専門部会設立総会において選任された役員の任期は第6条の規程にかかわらず昭和43年5月の通常総会のときまでとする。

備 考

- 規約制定 昭和42年 8月 4日 (部会設立)
- 規約一部改正
 - 昭和55年 5月16日 「監事に関する規程」 (新設)
 - 昭和60年 6月13日 「副専門部会長の増員」
 - 平成11年 7月22日 「相談役に関する規程」 (新設)
 - 平成17年 6月15日 「副専門部会長の定員」 (改正)
 - 平成25年 4月 1日 「一般社団法人」 への移行に伴う改正
 - 令和 6年 6月10日 「目的」 (改正)
- 東ト協部会・専門部会規程
 - 昭和63年 4月 1日 改定実施
 - 平成25年 4月 1日 「一般社団法人」 への移行に伴う改正